# 市民税・県民税特別徴収税額の納期特例申請書

	年	月	日	申	住 所 又は所在地		特別 指	リ徴 <sup>↓</sup> 定	又義務 番	者号	
				計			法	人	番号	를	
嘉	麻市	長	殿				連		係		
				者		氏名又は名称	(f)	絡	絡 氏 名	名	
					氏石又は石が	(H)	先	電	話番	뮹	

◎地方税法第321条の5の2、市税条例第46条の2の規定による納期の特例について承認を受けたく、下記のとおり申請します。

特例の適用開始を希望する年月日 年 月分以後の特別徴収税額

#### \* 申請日前6か月間の各月末の給与支払金額及び給与支払総人員の内訳 \*

	тин		の相子文仏並設及し	相子人因心八良の	P 10/C 1					
月別	年月	年月	年月	年 月	年月	年 月				
給与支払総金額	円	円	円	円	円	円				
給与支払総人員	人	人		人	<b>人</b>	人				
上記のうち申請先に住所を有するものの氏名										

納期の特例の取り消しをされたことがある場合には、その年月日	年	月	日
嘉麻市税に係る滞納又は納入遅延があ る場合には、そのやむを得なき理由			
備考			

## 申請についての注意事項

### 1 市県民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。
- (注) 「常時10人未満」というのは常に10人に満たないということですが、多忙な時期等において臨時に雇用したものがあるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した税額をそれぞれの期限までに納入することになります。

	税	額	を	徴	収	し	た	期	間		納	入	期	限
	①6月分から11月分まで(退職所得に係る 特 別 徴 収 税 額 に つ い て も 同 じ)									12月10日				
② 12 月分から翌5 月分まで (退職所得に係る特別 徴収税額についても同じ)						6月10日								

上記納入期限が土日祝日にあたる時は納入期限がその翌日になります。 なお、上記の各期間の中途において、その承認を受けた場合には承認 された月分から期間の最終月分までに徴収した税額は、その期間に係る 納入期限までに納入することになります。

- (4) 納期の特例について受けた特別徴収義務者は、給与等の支払を 受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく、市長 に届け出なければなりません。
- (5) 特別徴収義務者は承認の取消があったり、又は(4)に該当した場合には、(3)に規定する税額を徴収した期間のうち、当該取消又は届け出の日の属する月分以前の各月割額は、その取消又は届け出の日の属する月の翌月の10日までに納入しなければなりません。

### ◎ 注 意

滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けましても滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意ください。

### 2 申請書の書き方

- (1) 申請者欄には、本市より指定されている特別徴収義務者 の住所及び氏名(法人である場合には、事務所・事業所等の所在 地及び法人名ならびに代表者氏名)を記入してください。
- (2) 特別徴収指定番号欄には、本市より指定されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。
- (3) 特例の適用を受けようとする税額欄には、特例の開始を希望する年月を記入してください。
- (4) 申請の日前6箇月間の記載欄には、申請の日前6箇月間の 各月末の人員(当該事務所の総人員)と各月の給与の支払金額を 記入してください。
- (5) 滞納・納入遅延の事実等に係る理由の詳細及び納期の特例に対する承認取消し年月日欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。